

P POLICE 情報

令和 7 年
9 月 号

- ◆ 自治体広報紙等活用版
- ◆ 秋の全国交通安全運動

… P. 1

… P. 2



こんにちは県警です

サンテレビ

毎月第1土曜日
午前8時30分～(15分間)
9月の放送は9月6日(土)



パトロールニュース

ラジオ関西

55.8 KHzで放送中！
毎週月曜日
午後0時08分ころ～(約2分間)

ラジオ関西
毎週月曜日
(月曜日が祝日のときは休み)
午後0時08分ころから

ひょうご防犯ネット+(プラス)

アプリになってリニューアル！

従来の「ひょうご防犯ネット」での
お知らせはもちろん、防犯ブザー
・性犯罪対策機能など安全・安心
をアプリで！



兵庫県警察ホームページ

兵庫県警察を紹介

県警からのお知らせなど
役立つ情報を配信中
【兵庫県警察】で検索！



兵庫県警察公式アカウント

防犯・交通・イベント・採用案内など
県警からのお役立ち情報を配信中！

右側の二次元コードをチェック→
ぜひ登録してください！



兵庫県警察
Facebook



兵庫県警察
X(旧Twitter)



兵庫県警察
Youtube



兵庫県警察
Instagram

兵庫県警察本部県民広報課



自治体広報紙等活用版



【秋の全国交通安全運動】

運動期間 令和7年9月21日(日)から9月30日(火)

- 「交通安全意識を高める日」 9月21日(日)
- 「交通事故死ゼロを目指す日」 9月30日(火)

おもいやり横断歩道を指定

- 「おもいやり横断歩道」に指定された横断歩道には、下図のようなシートやステッカーが示されています。
- 「渡れない横断歩道の情報提供メールBOX」により提供された情報や、各警察署の管内の交通情勢、住民の要望等により交通安全対策が必要と認められる横断歩道のうち、主に子どもが登下校時に通学路として利用する横断歩道を中心に県下 61 か所（令和 7 年 1 月末現在）が指定されています。



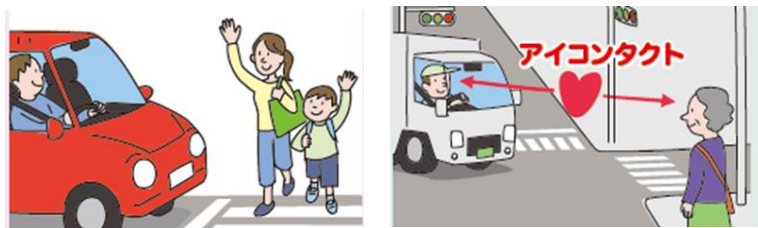
横断歩道合図(アイズ)運動プラス推進中！！

横断歩道合図(アイズ)運動に横断歩道手前減速運動をプラス！

● 横断歩道合図(アイズ)運動

横断歩道を渡る場合、歩行者は手を上げて運転者に横断合図(手を上げる動作とアイコンタクト)をしましょう！

ドライバーは、確実に一時停止して歩行者に対して「渡ってください」の動作とアイコンタクトで合図をしましょう！



● 横断歩道手前減速運動

ダイヤモンド(この先に横断歩道または自転車横断帯があること)を見たらアクセルから足を離し、その先の横断歩道に歩行者等がいた場合に確実に停止できる準備をしましょう！

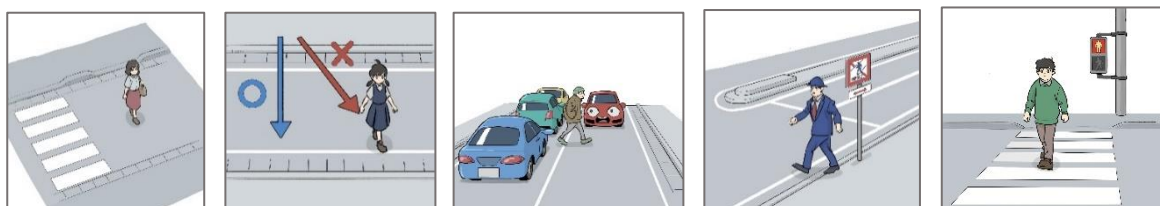
※歩行者がいないことが明らかでない場合も同様です。



正しい横断方法できていますか？

- 1 横断歩道を使って横断しましょう。
- 2 斜め横断はやめましょう。
- 3 車の直前直後横断はやめましょう。
- 4 横断禁止場所は渡ってはいけません。
- 5 信号は守りましょう。

歩行者にも守るべき交通ルールがあります。
正しく安全な横断をして、自分の命を守りましょう。



明るい服装と反射材の活用

早朝、薄暮、夜間等に外出する際は

明るい服装（白色、黄色等）と**反射材**を着用しましょう。



Information

兵庫県警察

夜間の服装大丈夫ですか？

服装の色別に見えやすさを比べて見ると...

ライトなし

ライト点灯

ライトなしで見えやすい色は **白色 黄色**

見えにくい色は黒色、**緑色**、**赤色**、**青色**

色で見え方が違う

ココ重要!!

「薄暮・夜間はつけたヒカリが命を守る!」

人がいるの
見えますか？

反射材入っきの靴

明るい服装と反射材用品の着用!

※ドライバーはハイビームの活用をお願いします

- 4 -

「横断歩道 歩行者優先宣言」賛同事業所の募集

■ 目的

ドライバーの横断歩道での歩行者優先意識を徹底するため、事業者が「横断歩道 歩行者優先宣言」を行い、宣言書を事業所等に掲示するとともに、その内容を実践することにより社会全体で横断歩道での歩行者優先意識の向上を促していきます。

■ 対象（県内の事業所）

トラック、タクシー、バスの運輸・運送関連事業所などのほか、業務車両を所有する全ての事業所です。

■ 募集方法

● 兵庫県県民生活部くらし安全課交通安全対策班への応募

兵庫県ホームページに掲載の「横断歩道 歩行者優先宣言」賛同ページ（電子申請システム）にアクセスして、必要事項を直接入力・選択し応募する方法と、賛同書（様式1号）に必要事項を記入（入力）し、応募先までメール又はFAXで送付する方法があります。

後日、賛同書に記入されたご住所に、宣言書を郵送します。

● 警察署交通課窓口（交通総務係）への応募

賛同書を近くの警察署へ持ち込み、申し込むことができます。

賛同書をお持ちでない場合、窓口の警察官に申し出てください。

後日、警察署から宣言書をお渡しします。

【応募先】

〒650-8567（固定郵便番号のため住所省略可）

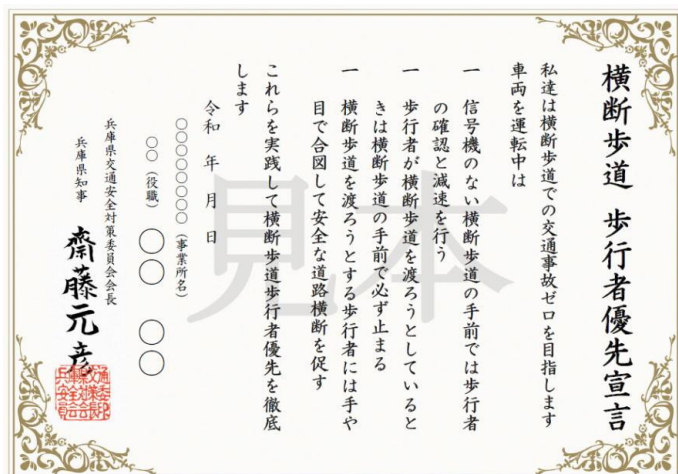
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県県民生活部くらし安全課交通安全対策班

TEL：078-362-3879（直通）

FAX：078-362-4465

MAIL：seikatsuanzen@pref.hyogo.lg.jp



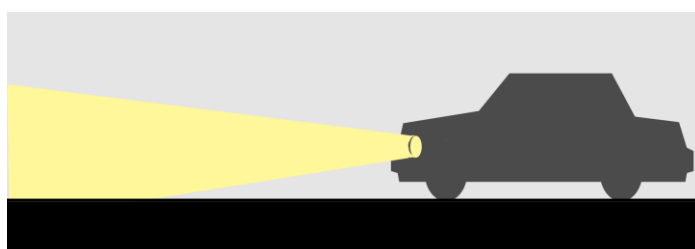
ハイビームの活用 ～原則ハイビーム～

ドライバーは夕暮れ時の早めのライト点灯を実践し、ハイビームを活用して歩行者や自転車の早期発見に努めましょう。

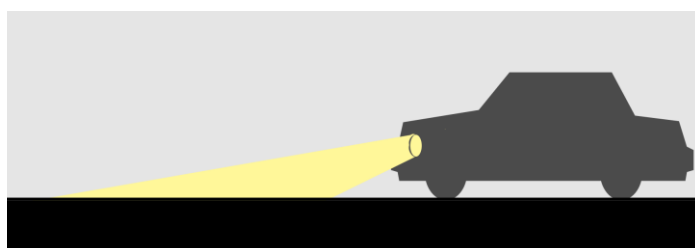
季節	点灯推奨時間
秋季・冬季（9月～2月）	午後4時
春季（3月～5月）	午後5時
夏季（6月～8月）	午後6時

■ ハイビームとロービームの違い

- ハイビーム（上向き）…正式名称は「走行用前照灯」 照射距離約 100 メートル



- ロービーム（下向き）…正式名称は「すれ違い用前照灯」 照射距離約 40 メートル



※ 注意点

ハイビームは他の車両等を眩惑^{げんわく}させるおそれがありますので、対向車と行き違うときや他の車の直後を通行するときは、前照灯を減光するか下向き（ロービーム）に切り替えましょう。

夜間の安全運転のポイント

- 1 暗い道で対向車や先行車がない場合は、ハイビームを活用
- 2 交通量の多い市街地などを走行する場合や対向車や先行車がいる場合は、ロービームに切り替えて走行
※ 対向車が自転車の場合も確実にロービームに切り替えましょう。
- 3 夜間は視界が悪くなるとともに、スピード感覚が鈍るため、昼間より速度を落として運転

「飲酒運転追放宣言」賛同事業所の募集

■ 目的

飲酒運転を許さない兵庫づくりを推進するため、酒類等を提供する事業者等が自主的に飲酒運転の根絶に向け、「飲酒運転追放宣言」を行うとともに、宣言書を店内等に掲示することにより、関係者の主体的な取組を広くアピールして、社会全体で飲酒運転は許さないという気運を醸成します。

■ 対象（県内の事業所）

飲食業、酒販業、駐車事業及び運送業など酒又は車両を取り扱う

■ 募集方法

● 兵庫県県民生活部くらし安全課交通安全対策班への応募

兵庫県ホームページに掲載の「飲酒運転追放宣言」賛同ページ（電子申請システム）にアクセスして、必要事項を直接入力・選択し、応募する方法と、兵庫県ホームページに掲載の賛同書（様式1号）に必要事項を記入（入力）し、応募先までメール又はFAXで送付する方法があります。

後日、賛同書に記入されたご住所に、宣言書を郵送します。

● 警察署交通課窓口（交通総務係）への応募

賛同書を近くの警察署へ持ち込み、申し込むことができます。

賛同書をお持ちでない場合、窓口の警察官に申し出てください。

後日、警察署から宣言書をお渡しします。

【応募先】

〒650-8567（固定郵便番号のため住所省略可）

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県県民生活部くらし安全課交通安全対策班

TEL : 078-362-3879（直通）

FAX : 078-362-4465

MAIL : seikatsuanzen@pref.hyogo.lg.jp

飲酒運転情報提供メール等の利用

兵庫県警察ホームページにおいて

- ・ 飲酒運転情報提供メール
- ・ あおり運転情報提供メール

が運用されています。

悪質・危険な飲酒運転やあおり運転を絶対に許さないためにも情報提供をお願いします。

- ※ 緊急性がある場合は、110 番通報をお願いします。
- ※ 自転車・特定小型原動機付自転車も飲酒運転になります。

飲酒運転根絶

酒に酔うなら歌に酔って

家族を泣かせんといて

演歌歌手
丘 みどり(姫路市出身)

		罰 則	違反点	行政処分
酒酔い運転		5年以下の懲役又は100万円以下の罰金	35点	免許取消し
酒気帯び	0.25mg以上	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	25点	免許取消し
	0.15mg～0.25mg	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	13点	免許停止

※ 自転車・特定小型原動機付自転車には、違反点はありませんが、運転免許の行政処分を受ける場合があります。

一般財団法人兵庫県交通安全協会・一般社団法人兵庫県自家用自動車協会連合会・兵庫県警察

自転車の交通安全

自転車の交通事故の防止

自転車関連の交通事故件数・傷者ともに減少傾向にある一方で、死者数は増加しています。

自転車が関係する交通事故の多くは、一時不停止を始めとする何かしらの交通違反が認められることから、自転車利用者に対する交通ルール・マナーの周知徹底が必要です。

また、道路交通法の一部改正（令和5年4月1日施行）により、全ての自転車の運転者と同乗者が乗車用ヘルメットの着用に努めなければならないこととなっています。

自転車利用時は乗車用ヘルメットの着用を！

【県下の事故件数及び自転車関係事故発生状況】

区分		年別	令元年	令2年	令3年	令4年	令5年	令6年	令6年 6月末	令7年 6月末	増減数
全 事 故	件数		22,896	17,352	16,929	16,372	16,281	15,551	7,521	6,923	-598
	死者		138	110	114	120	103	109	54	42	-12
	傷者		27,501	20,489	20,043	19,425	19,113	18,353	8,876	8,215	-661
自 転 車 関 係 事 故	件数		5,716	4,311	4,344	4,162	4,184	3,870	1,854	1,731	-123
	構成率		25.0%	24.8%	25.7%	25.4%	25.7%	24.9%	24.7%	25.0%	—
	死者		24	23	12	22	13	12	8	9	1
	構成率		17.4%	20.9%	10.5%	18.3%	12.6%	11.0%	14.8%	21.4%	—
	傷者		5,911	4,462	4,456	4,262	4,292	3,953	1,884	1,753	-131
	構成率		21.5%	21.8%	22.2%	21.9%	22.5%	21.5%	21.2%	21.3%	—

自転車利用に関する法改正

自転車が当事者となる事故については、自転車側に一時不停止や信号無視等の法令違反が認められることから、自転車利用時には交通ルールをしっかりと守りましょう。

令和6年11月1日には自転車運転中の携帯電話の使用等の禁止、酒気帯び運転の罰則規定が整備されました。さらに、令和8年5月までには16歳以上の運転者を対象に信号無視等の交通違反に反則金の納付を伴う「青切符」による取締り等が導入されます。

今一度、交通ルールを確認していただき安全運転をお願いします。

改正道交法 2024 のポイント～自転車の交通ルールが変わりました～

- 1 反則金を導入(2026 年 4 月 1 日施行予定)
16 歳以上の信号無視や一時不停止等は交通反則通告制度(反則金納付)の対象に
- 2 罰則の強化(2024 年 11 月 1 日施行)
自転車運転中の携帯電話使用等の禁止、酒気帯び運転の罰則規定を整備
- 3 安全確保(2026 年 4 月 1 日施行予定)
自動車と自転車の右側を通過する場合※1
自動車は、その間隔に応じた安全な速度で進行すること
自転車は、できる限り道路の左側端に寄って通行すること

※1 自動車と自転車の両者の間に十分な間隔がない場合をいいます

改正道交法 2024 のポイント
～自転車の交通ルールが変わりました～

- 1 反則金を導入** 2026年4月1日 施行予定
16歳以上の信号無視や一時不停止等は交通反則通告制度(反則金納付)の対象に
- 2 罰則の強化** 2024年11月1日 施行済み
自転車運転中の携帯電話使用等の禁止、酒気帯び運転の罰則規定を整備
- 3 安全確保** 2026年4月1日 施行予定
自動車と自転車の右側を通過する場合※1
自動車は、その間隔に応じた安全な速度で進行すること
自転車は、できる限り道路の左側端に寄って通行すること

※1 自動車と自転車の両者の間に十分な間隔がない場合をいいます

兵庫県警察本部 交通部 交通企画課

2024年11月1日 施行の改正道交法

自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました

運転中のながらスマホ スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。 ※停止中の操作は対象外 違反者は、6月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金 交通の危険を生じさせた場合、1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金	酒気帯び運転および助動 自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。 違反者は、3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金 自転車の提供者は、3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金 酒類の提供者・同乗者は、2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金
---	--

「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反覆して行った者は講習制度の対象となります。

※受講命令違反 5万円以下の罰金

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、適所踏切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。

やさしさと 笑顔で走る 兵庫の道

自転車安全利用五則を守ろう！

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

ペダル付き電動バイクは自転車ではありません！！

ペダルとモーターを備える車両であって、スロットルが備えられており、モーターのみで走行させることができるものや、駆動補助機付自転車（いわゆる電動アシスト自転車）のアシスト比率の基準に適合しないものは、「自転車」ではなく「一般原動機付自転車」や「自動車」です。

危険！ルールを無視した ペダル付き 電動バイク

ペダル及びモーターを備える車両のうち、

- スロットルが備えられており、モーターのみで走行させることができるもの
- 駆動補助機付自転車（いわゆる電動アシスト自転車）のアシスト比率の基準を超えるもの

**自転車ではなく、
一般原動機付自転車又は自動車です！！**

モーターを用いず、ペダルのみを用いて走行させる場合でも、一般原動機付自転車又は自動車としての交通ルール（無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等）が適用されます。

公道を走行するために必要なこと

Check 01 一般原動機付自転車等を運転することのできる運転免許 Check 03 ナンバープレートの取付け・表示	Check 02 ブレーキランプ、ウインカー、バックミラー等の備付け Check 04 自動車損害賠償責任保険（共済）への加入
---	---

警察庁・都道府県警察



ルールを無視は罰則の対象です！

歩道を走行してはいけません

乗車用ヘルメットを着用しなければなりません

車両用信号を遵守しなければなりません
標識も守らなければいけません

ナンバープレートの取付け・表示をしなければなりません

保安基準に適合しなければなりません

●バックミラー ●ウインカー	●クラクション ●ヘッドライト ●ブレーキ など
------------------------------	---

自転車の交通ルールが適用されるもの

型式認定を受け、TSマークが付いている駆動補助機付自転車には、自転車の交通ルールが適用されます。いわゆる電動アシスト自転車を使用（購入）する場合には、TSマークが付いているものを選びましょう。

型式認定を受けているものはこちら

すべての座席のシートベルトの正しい着用とチャイルドシートの適正な使用の徹底

シートベルトの着用率

兵庫県におけるシートベルトの着用率は、全国平均を下回っている状況です。
自分や同乗者の命を守るためにも、後部座席におけるシートベルトをはじめとする全ての座席のシートベルトの着用をお願いします。

【令和6年シートベルト着用調査結果】

		全国の着用率	兵庫県の着用率
一般道路	運転者	99.2%	98.8%
	助手席同乗者	96.8%	96.2%
	後部座席同乗者	45.5%	46.8%
高速道路等	運転者	99.6%	98.9%
	助手席同乗者	98.8%	95.7%
	後部座席同乗者	79.7%	62.6%

チャイルドシートの使用率

令和6年のチャイルドシート使用率の全国平均は78.2%、兵庫県は73.0%となっています。

チャイルドシートを使用することはもちろん、チャイルドシートの確実な装着やハーネス（肩ベルト）をしっかりと締める等の適正な使用をお願いします。

シートベルトの正しい着用とチャイルドシートの適切な使用の徹底

6歳未満の子どもに対してはチャイルドシートを使用することはもちろん、チャイルドシートの確実な装着やハーネス(肩ベルト)をしっかり締める等の適切な使用をお願いします。

また、体格等の事情によりシートベルトを適切に着用することができない場合は、6歳以上の子どもであってもチャイルドシートの着用をお願いします。

後部座席でも必ず着用しましょう！

シートベルトの必要性

シートベルトを着用せずに交通事故にあった場合、下記のような**3つのキケン**があります。

- 車内で全身を強打する！**
交通事故の衝撃で、座席シートや天井、ドアなどにぶつかり死ななければなりません。
- 車外へ放り出される！**
開いたドアや割れたガラス部分から、あるいはガラスを突き破って、車外に放り出されることがあります。
- 前席の人に大きなケガをさせる！**
後席の人がシートベルトを着用していないと、前席シートに強烈に衝突し、シートごと前席の人を押しつぶしてしまう恐れがあります。

被害者なのに、損害賠償額が減額される恐れ！
交通事故によるケガが、シートベルト非着用という被害者の過失によるものとみなされると、被害者であっても、十分な補償が受けられない場合があります。

シートベルト非着用時の致死率は約15倍！

シートベルト非着用時の致死率(死者数に占める死者数の割合)は、着用時の約15倍も高くなっています。シートベルトを着用すれば、命が守られる可能性は高まります。

シートベルト使用別致死率比較(死者5人)

着用	致死率
着用	0.23%
非着用	3.31%

約15倍

シートベルトの着用率、後部座席は低い！

運転席、助手席のシートベルト着用率は100%近くになっていますが、後部座席の着用率は低く、一般道では50%にも満たない現状です。

シートベルトの正しい着用方法

- シートベルトの位置、リクライニングの角度、ヘッドレストを調節する
- シートに深く座掛け、正しい姿勢で座る
- 3点式ベルトの場合、肩ベルトは肩に当らず、腰骨に当たるように、また、たるまないように締める。※高さ調節が可能な場合は調整
- 腰ベルトは骨盤を巻くようにしっかりと締める
- ベルトはねじれていないか確認する
- バックルの金具は「カチッ」と音がするまで確実に差し込む

シートベルト着用は、すべての座席で義務付けられています

運転者自身がシートベルトを着用するとともに、助手席や後部座席の同乗者にも着用させなければなりません(道路交通法71条の3)

シートベルト・チャイルドシート着用推進協議会
<https://seatbelt-childseat.jp/>

シートベルト・チャイルドシートは体格に合わせ、正しい姿勢で使用しましょう！

6歳以上でもチャイルドシートを使用するなど、身長などの体格に合わせましょう。

※日本自動車連盟(JAF)の調査によると、身長140cm未満の子供は約1割に達する。

ベルトは首や腹部にかからないようにし、腰をしっかりと固定しましょう。

NG
首が危険！
お腹が危険！
学童用チャイルドシートを使用していない場合
大人用シートベルトでは首やお腹にベルトがかかって危険です

OK
肩にかかる
骨盤にかかる
学童用チャイルドシートを使用した場合
ベルトが首にかからず、腰部をしっかり支えます
事故時の危険の詳細は裏面に！▶▶▶

シートベルト・チャイルドシート着用推進協議会

事故のとき、シートベルトはどうなる？

① 前面衝突した場合、身体は前へ進もうとします

前面衝突のような交通事故時には、慣性により前に進もうとする身体を座席に拘束するシートベルトにより、衝突時には歩行に大きな力がかかります。そのような大きな力に耐えられ、肩ベルトは肩にかけ、腰ベルトは骨盤をしっかりと固定する必要があります。

もし、シートベルトが肩やお腹にかかっていた場合、事故時の衝撃により肩を圧迫したり、腹部の内臓を傷つけてしまう危険があります。

シートベルトを正しく安全に着用するためには、正しく着用できる体格であること、また、正しい方法で着用すること、シートに深く座掛けるなど正しい姿勢で着用することが重要です。

② 身体が割にこないよう、シートベルトは瞬間にロックされます

シートベルトを正しく着用できるまでは、チャイルドシートを正しく使用し、こどもたちの命を守りましょう！

チャイルドシートの種類

	乳児用 (ベビーシート)	幼児用 (チャイルドシート)	学童用 (ジュニアシート)
身長(目安)	40~85cm	76~105cmかつ 月齢15ヵ月以上	背もたれあり 100~150cm 背もたれなし 125~150cm
年齢(目安)	新生児~1歳まで	15ヵ月~4歳まで	4歳から~12歳まで
特徴等	・乗物が未熟な乳児を守るため、体全体で衝撃を受け止められるように、後ろ向き、または前後向きに取り付けられるものが多い	・幼児からは前向きで使用する。・体全体で衝撃を受け止められるように、5点式ハーネスにより固定するものが多い	・大人用のシートベルトを使用すること。・背もたれのないジュニアシートは、※4歳以上、大人用シートベルトが安全に使用できる12歳までは、学童用タイプの使用が推奨されています。

※チャイルドシートの取付は乗員によって異なる場合がありますので要領に準拠するとともに、使用時には取付書や取り付け方をしっかりと確認しましょう。

安全基準を満たしたチャイルドシートには「Eマーク」が表示されています。Eマークが表示されているか必ず確認しましょう。

シートベルト着用はすべての座席で義務付けられており、シートベルトを正しく着用できるまではチャイルドシートを使用しましょう

シートベルト・チャイルドシート着用推進協議会
<https://seatbelt-childseat.jp/>

逆走に注意しましょう！～無くそう逆走～

高速道路における逆走事案の約7割は65歳以上の高齢者であり、逆走の約6割が高速道路の出入口やJCTで発生しています。

逆走は命にかかわる危険な行為です。

標識や道路標示をしっかりと確認し、逆走事故をみんなで防ぎましょう。



《交通企画課》